内閣官房令・省令

○内閣官房令第一号
総務省令第一号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定を実施するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則の一部を改正する命令

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成二十六年内閣官房令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附　則

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令
総務省令
文部科学省令第一号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令

（地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正自治省

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「長期給付」の下に「、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」」を加え、「第四十四条第一項」を「第五十三条第一項若しくは第五十四条」に改め、「第七十四条」の下に「、第七十五条第一項、第七十六条」を、「、長期給付」の下に「、厚生年金保険給付、退職等年金給付」を加える。

第六条第一項第二号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「並びに」を「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金及び」に、「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め、「基礎年金拠出金」の下に「並びに厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金」を加え、同項中第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号の二を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　退職等年金給付　退職等年金給付に関する取引

第七条第一項中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「及び長期経理（」を「、厚生年金保険経理及び退職等年金経理（指定都市職員共済組合」に、「の長期経理」を「の厚生年金保険経理及び退職等年金経理」に、「及び長期経理に」を「、厚生年金保険経理及び退職等年金経理に」に改め、同条第二項中「長期経理（」を「厚生年金保険経理及び退職等年金経理（指定都市職員共済組合」に、「年四・一パーセント」を「次の各号に掲げる経理に応じ、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

一　厚生年金保険経理　年四・一パーセント
二　退職等年金経理　退職等年金給付事業の財政の安定に配慮して主務大臣と協議して定める利率

第十三条第一項中「長期経理」を「次の各号に掲げる経理」に、「年四・一パーセント」を「当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

一　厚生年金保険経理　年四・一パーセント
二　退職等年金経理　退職等年金給付事業の財政の安定に配慮して主務大臣と協議して定める利率

第十四条を削る。

第十四条の二第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項各号に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他組合の意思に基づかない理由により、当該各号に定める額と異なることとなつた場合には、組合は前項の規定にかかわらず、その異なることとなつた額によることができる。この場合において、組合は、前項の趣旨に従つて、できる限り速やかにその額を改めなければならない。

第十四条の二を第十四条とする。

第二十五条第一号中「給料額、期末手当等の額」を「標準報酬の月額（法第四十三条に規定する標準報酬の月額又は厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）、標準期末手当等の額（法第四十四条第一項に規定する標準期末手当等の額又は厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第三号中「及び長期経理」を削り、「給料と掛金との割合及び期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「前前事業年度」を「前々事業年度」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　厚生年金保険経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と組合員保険料（法第百十四条第一項に規定する組合員保険料をいう。以下同じ。）との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画及び資産の構成割合

第二十五条中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二　退職等年金経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画及び資産の構成割合

第二十六条第二項第五号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改め、同条第三項及び第四項中「前前事業年度」を「前々事業年度」に改める。

第七十二条第三項中「長期経理の長期給付積立金」を「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金経理の退職等年金給付組合積立金」に、「又は福祉経理」を「若しくは福祉経理」に改める。

第八十三条中「及び長期経理（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に係る長期経理を除く。第二号及び次条において同じ。）」を削り、「次の各号に掲げる金額」を「当該事業年度における短期給付の請求額の総額の十二分の二に相当する金額」に改め、同条各号を削る。

第八十三条の二の見出しを「（厚生年金保険給付組合積立金）」に改め、同条中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金」に改め、同条の次に次の一条を加える。